

那 運 情 第 1 0 2 6 号
那 管 飛 第 1 1 9 号
制 定 令 和 2 年 3 月 25 日
那 運 情 第 2 6 1 号
那 管 飛 第 3 1 号
改 正 令 和 7 年 7 月 24 日

ヘリパッド運用要領

1 目的

この運用要領は、那覇空港の回転翼航空機離着陸場（ノースヘリパッド及びサウスヘリパッド）の運用に関して必要な事項を定める。

2 位置及び規格並びに制限表面等の設定

別紙1（位置及び規格）及び別紙2（制限表面等の設定）に示すとおりとする。

3 離着陸方法

管制指示により離着陸を行うこととする。

4 離着陸経路

管制指示によるものとし、ルートによる飛行を指示された場合は別紙3のとおりとする。

5 運用方法

（1）有視界気象状態とする。ただし、計器気象状態であって、特別有視界飛行方式（Special VFR）を適用する場合を含む。

（2）原則として、ノースヘリパッドは民間機（海上保安庁機及び警察航空隊機を含む。）が使用するものとする。ただし、緊急の任務に係る自衛隊機を除く。

（3）ノースヘリパッドにおいて離着陸を行う場合は、B誘導路（J2交差部からW1交差部までの間）を走行する他の航空機及び車両に留意して離着陸を行うこと（別紙4）。特に北風運用時など、運航性能等により離陸に影響を及ぼす場合は、航空管制官にその旨を伝え、ノースヘリパッドでの待機を要求すること。

（4）原則として、日の出から日没までとする。

ただし、公的機関による緊急性を伴う飛行は、その目的が公共性並びに重要性のあることを考慮し、下記事項を遵守することを条件に認めるものとする。

（ア）ヘリパッド運用要領等を熟知していること。

（イ）離着陸の視認目標をあらかじめ定めておくこと。

（ウ）離着陸の際は、事故防止等必要な処置を講ずること。

（5）使用可能な航空機の型式は、ノースヘリパッドについてはEC225LP型以下、サウスヘリパッドについてはCH-47型以下であって 進入表面の勾配（1/8）を確保できる性能の航空機とする。

- (6) ヘリパッドの制限表面に抵触する航空機または物件（仮設物を含む）がある場合は、離着陸を制限する。
- (7) 到着機の運航を原則として優先する。
- (8) 連続離着陸訓練は実施不可とする。
- (9) ヘリパッドでの人員の乗降及び貨物等の積込み及び取卸しは不可とする。

6 ホバリングの実施方法

ホバリングは、整備点検を目的とするものに限る。（高度は 100 フィート以下とする。）

- (1) 1 回に実施するホバリングは、原則として連続 30 分以内とする。
- (2) 開始前に、内容及び実施時間を航空管制官に通報するものとする。
- (3) ランナップエリアにおいてランナップ中の航空機がある場合は、当該エリアの前（125m のエリア）でのホバリングは不可とする。
ランナップエリアの使用計画について航空管制運航情報官へ確認し、実施の際はランナップエリアに航空機がないことを視認すること。
- (4) 常時、飛行場管制用周波数（VHF）を聴取し、適宜、航空管制官の指示に従うものとする。
- (5) 終了した場合はその旨航空管制官に通報し、その後の指示を受けるものとする。

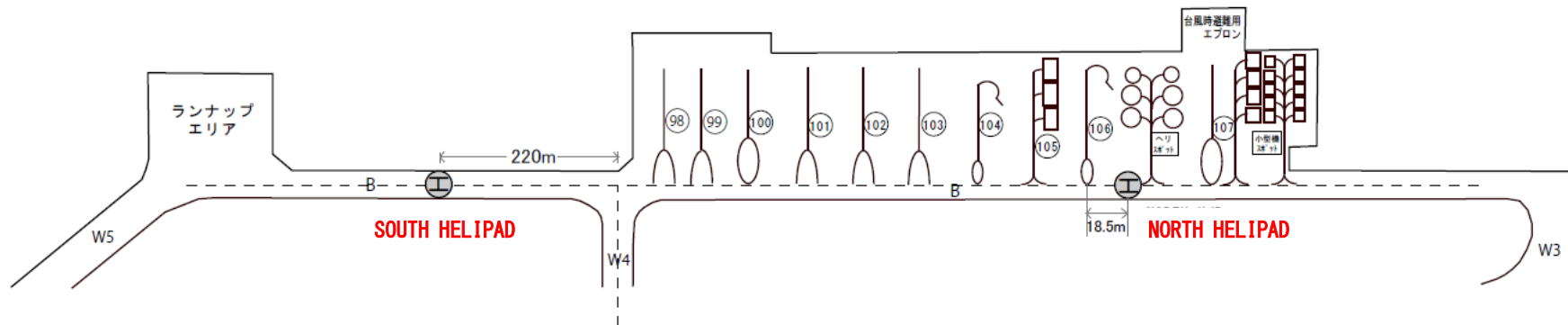
7 ホバリングの実施場所

サウスヘリパッドにて実施する場合のホバリング区域は、別紙5に示すとおりとする。

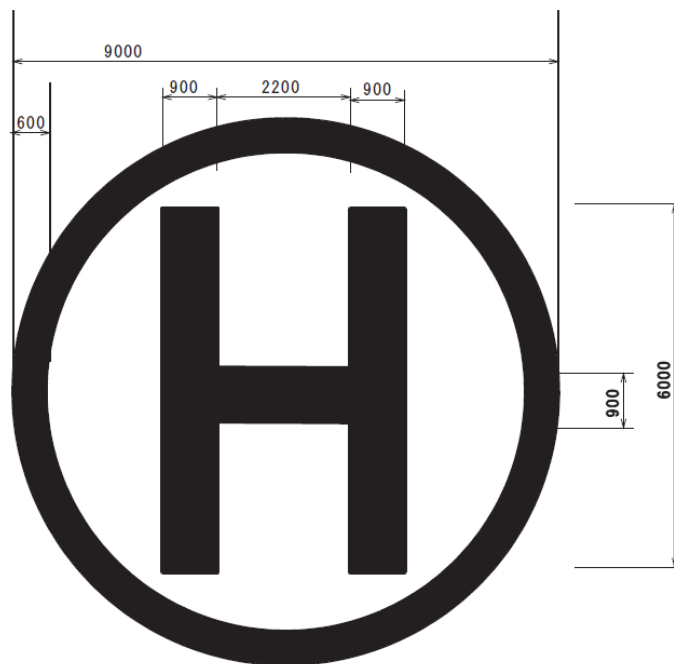
- 8 この要領は、令和 7 年 7 月 24 日から適用するものとする。
- 9 この基準の履歴は、次のとおりである。

		(制定日)	(適用日)
制定	那運情第 1026 号		
	那管飛第 119 号	令和 2 年 3 月 25 日	令和 2 年 3 月 26 日
改正	那運情第 261 号		
	那管飛第 31 号	令和 7 年 7 月 24 日	令和 7 年 7 月 24 日

ヘリパッド位置



ヘリパッドの規格



NORTH/SOUTH HELIPADの制限表面等の設定について

1 ヘリポートの進入表面

(1) 進入表面の長さ（航空法施行規則第1条の2）

1000m

(2) 進入表面の幅（航空法第2条第7項）

着陸帯の短辺と当該一直線との距離（1000m）に15度の正切を乗じた長さに当該短辺の長さの二分の一を加算した長さの距離を有する二点を結んで得た平面をいう。

(3) 勾配（航空法施行規則第2条第3項）

1/8以上。ただし、立地条件を勘案して特に必要と認める場合にあっては1/20以上1/8以下で国交大臣が指定する勾配。

2 ヘリポートの転移表面

(1) 転移表面の勾配（航空法施行規則第3条の2）

法第二条第十項の国土交通省令で定めるヘリポートの転移表面の勾配は、1/2とする。

NORTH/SOUTH HELIPADの制限表面等の設定について

3 着陸帯（航空法施行規則第79条第8項）

長さ、幅ともに使用予定航空機の投影面の1.2倍以上

那覇空港使用予定の大型ヘリで検証した場合 大型ヘリ（CH47）

長さ：30.18m（1.2倍：36.22m）以上 → 37m

幅：18.29m（1.2倍：21.95m）以上 → 22m

NORTH HELIPAD：着陸帯の大きさ：長さ：37m 幅：22m

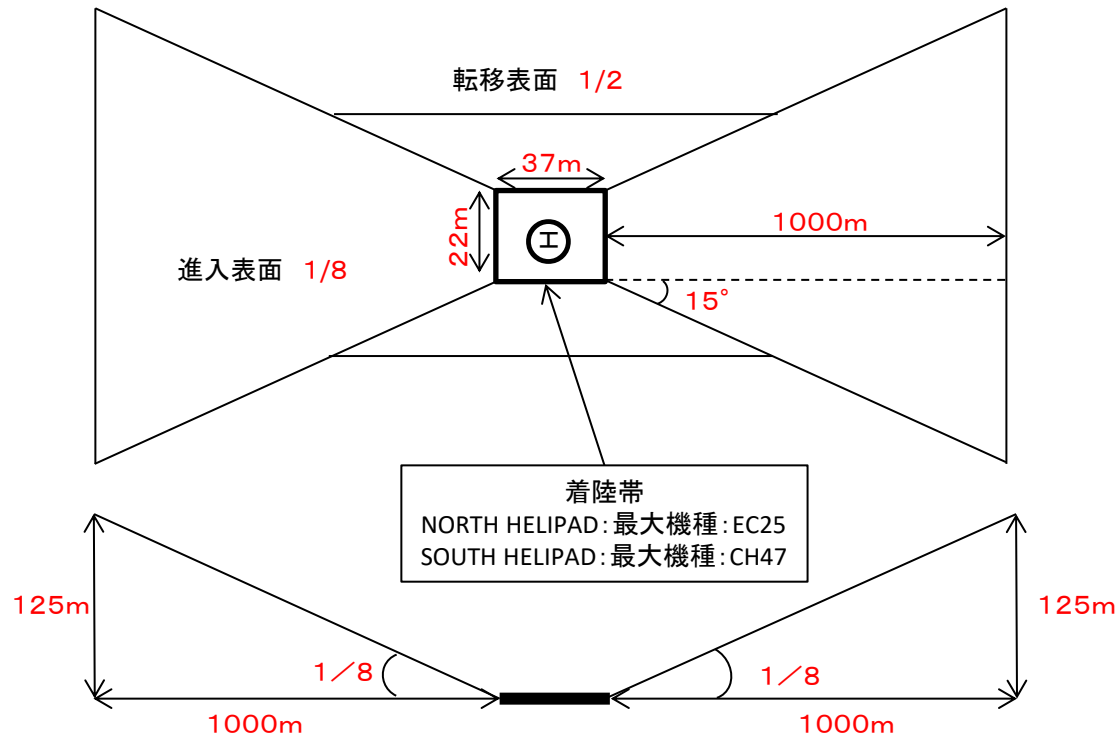
最大機種：EC25

SOUTH HELIPAD：着陸帯の大きさ：長さ：37m 幅：22m

最大機種：CH47

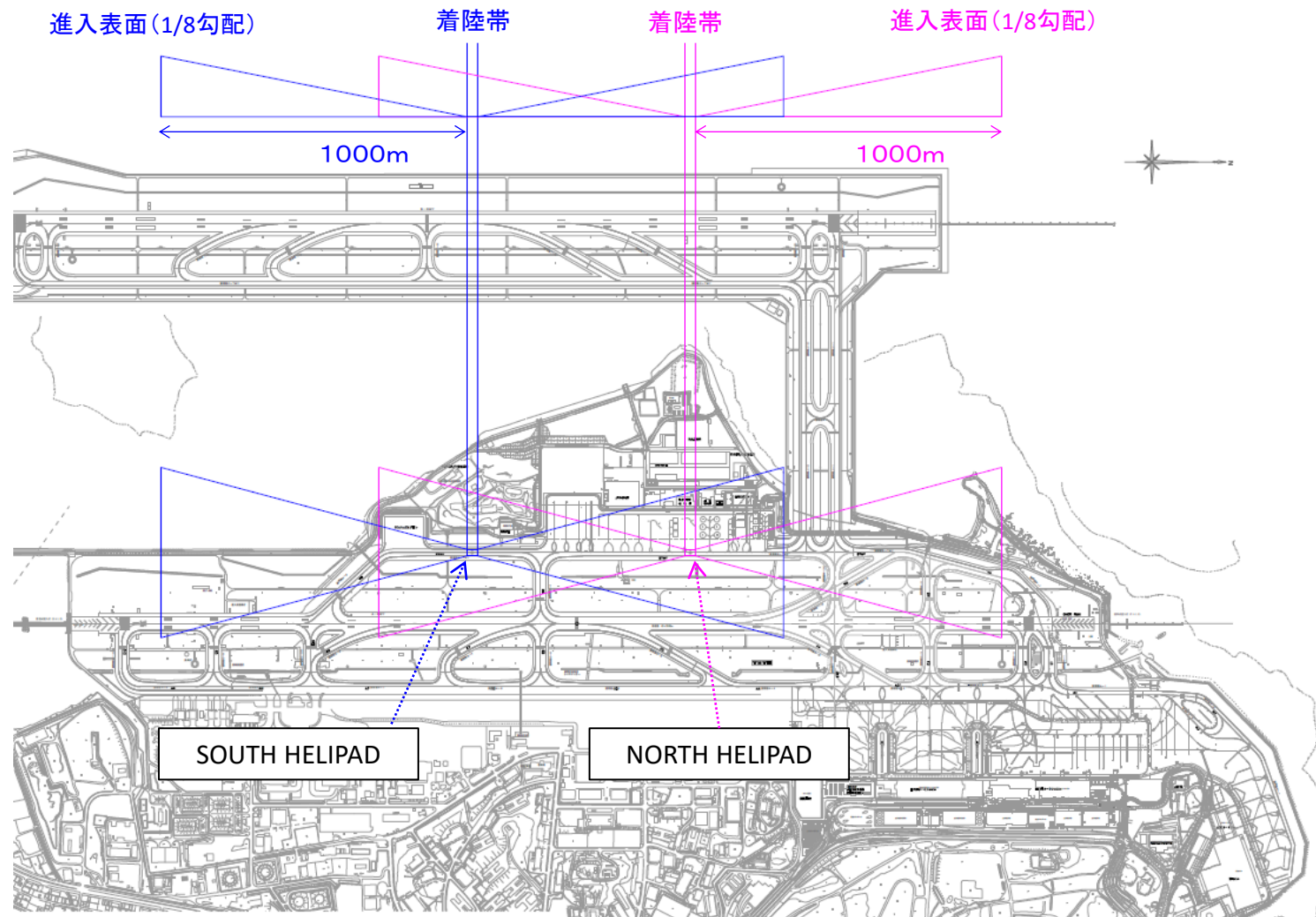
着陸帯及び進入表面

区分		設置基準	備考
滑走路及び着陸帯	長さ	使用予定航空機の投影面の長さの1.2倍以上	航空法施行規則第79条第8項
	幅	使用予定航空機の投影面の幅の1.2倍以上	
進入区域の長さ		千メートル以下	航空法施行規則第1条の2
進入表面の勾配		八分の一以上	航空法施行規則第2条第3項
転移表面の勾配		二分の一	航空法施行規則第3条の2



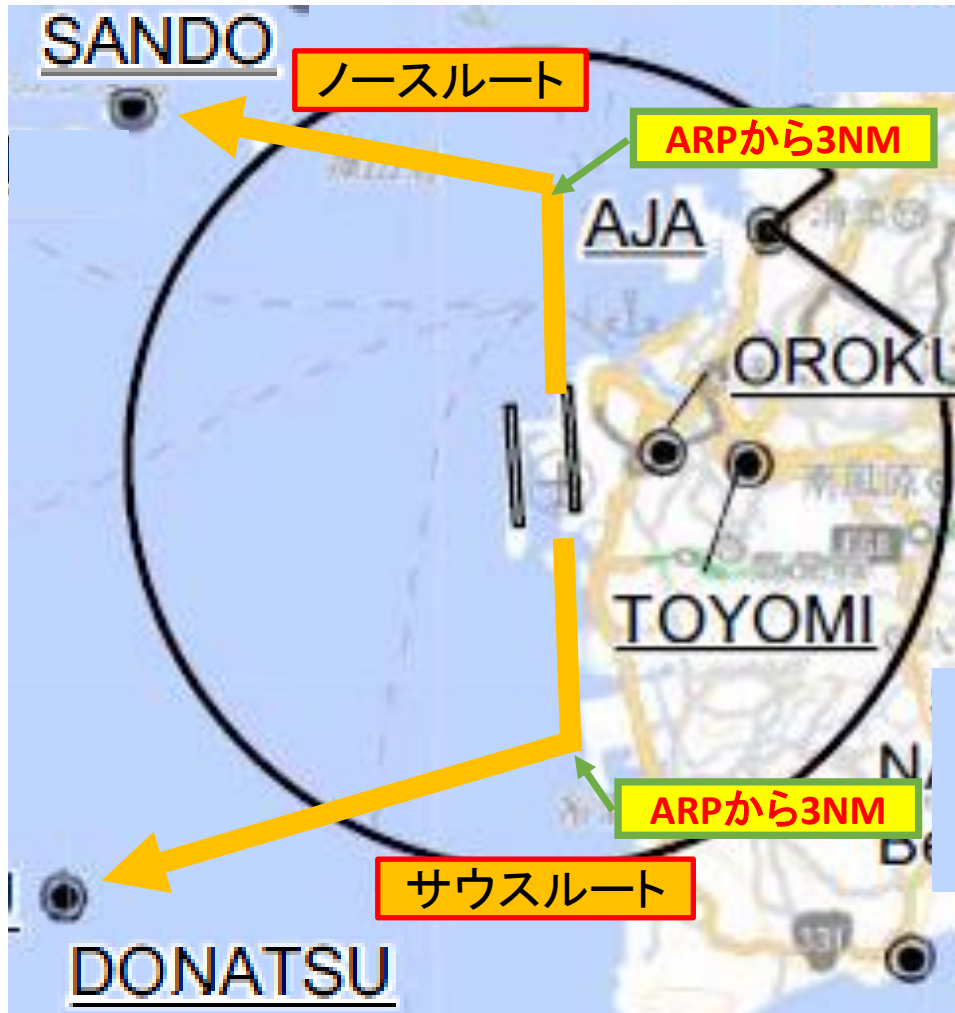
制限表面(進入表面・転移表面)
※水平表面は那覇空港の水平表面を適用

別紙2



ルートによる飛行を指示されたヘリコプターはARPを基点に3NM地点まで南北に直進後、使用滑走路方向により下表及び図の経路で飛行する。

ルート名称	滑走路使用方向	飛行経路及び管制圏離脱方向	高度
ノースルート	滑走路 3 6	北進してARPの北3NM地点から SANDO へ飛行	500ft
サウスルート	滑走路 1 8	南進してARPの南3NM地点から DONATSU へ飛行	500ft



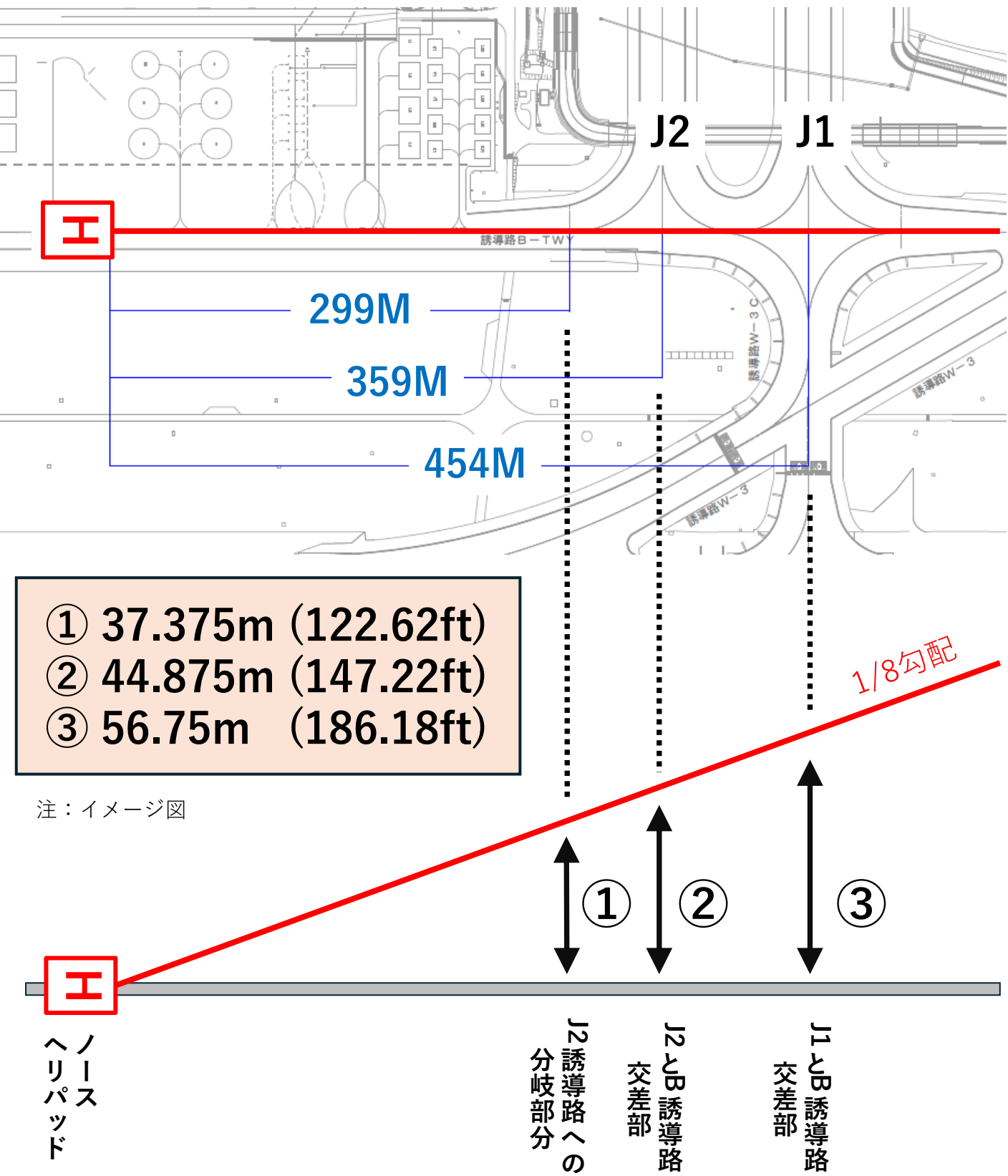
<注意事項>

- ・管制官が状況を判断し、可能な場合のみルート飛行を指示する。
- ・離陸後はARPから3NM地点まで南北に直線飛行し、B滑走路側に接近しないよう注意すること。
- ・ルート飛行が指示された場合は、別途指示がない限りルート通りに飛行する。

<補足>

- ・A滑走路から離陸する場合もルート飛行の対象となる。

ノースヘリパッドに係る1/8勾配に対する各地点の地表面からの高さ
及びノースヘリパッドから各地点までの水平距離について



ホバリング区域

